

食品表示の適正化について

令和6年11月19日
消費・安全局消費者行政・食育課
米穀流通・食品表示監視室

農林水産省

① 食品表示の監視体制について

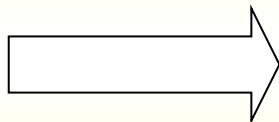
- ①店舗等への巡回調査、②食品表示110番、③市販品を買上げ科学的分析により得られる疑義情報を把握。不適正表示の疑義が生じれば、疑義解明のため、商品の表示状況、関連書類、関係事業者等の状況等に関する検査を行い、不適正表示が認められた場合には、食品表示法に基づき厳正に対処。
- 都道府県等においても、相談等の窓口を設置するとともに、都道府県域業者等に対する監視・取締りを実施。

調査（消費者庁・農林水産省・都道府県等）

【疑義事案の把握】

- ① 小売店舗や食品工場に対する巡回調査
- ② 食品表示110番
- ③ 市販品を買い上げ科学的分析

不適正表示の
疑義が生じれば



【疑義事案の解明】

- ・ 疑義商品の表示状況や流通状況等を把握
- ・ 仕入・販売伝票等の関連書類やデータを検査
- ・ 疑義商品やその原材料の流通に関わった事業者に対する調査を実施
- ・ 疑義商品やその原材料を特定するため、科学的分析を活用
- ・ 様々なデータを分析
- ・ 都道府県等と連携

不適正な表示が認められた場合、「指示及び指導並びに公表の指針」に基づき



軽微な場合

指 導

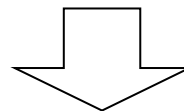


指導以外

公 示
指 示
等

是正の指示

業者名の公表 等
(消費者庁・農林水産省・
都道府県等)



の 直
適 罰
用 規
定

原産地の偽装
(原料原産地含む)

食品表示法第19条

② 食品表示に係る科学的分析の対象食品の例（FAMIC）

FAMIC（Food and Agricultural Materials Inspection Center）：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター



原産地表示の検査



たまねぎ



白ねぎ



乾しいたけ



小麦加工品



しじみ



あさり



まぐろ



うなぎ加工品

原材料表示の検査



果実飲料



はちみつ



食肉製品



そば加工品



えび・かに加工品



いか加工品

名称表示の検査



まぐろ



植物油



しょうゆ



果実飲料

遺伝子組換え表示の検査



大豆加工品
(豆腐等)



とうもろこし
加工品
(菓子等)

その他の表示の検査



乾しいたけ
(栽培方法)

たい（養殖か否か）



米飯加工品
(原料米の品種)

③ 食品表示の適正化にかかる現状と課題

食料・農業・農村政策審議会企画部会（10/2）配付資料抜粋

資料 2

基本計画の策定に向けた検討の視点 (国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム)

令和 6 年 1 0 月
農 林 水 産 省

現状分析

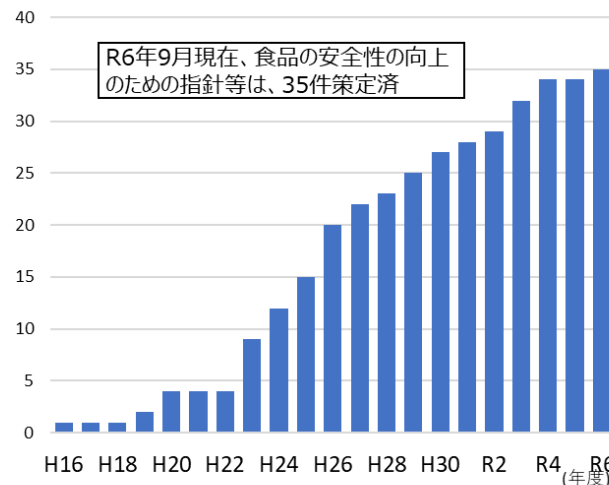
○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 食料の安定供給に際し、その安全性を確保することは、国の重要な責務の一つ。
- ・ このため、農林水産省をはじめ、関係府省庁が一体となって食品の安全性の維持・向上に取り組み、**科学に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要**である。
- ・ 国産の農畜水産物・食品を汚染するおそれのある**危害要因**については、科学的知見に基づき、汚染を防止・低減するために**必要な対策等**を示した**指針等**（以下「指針等」という。）を策定し、生産者や食品関連事業者等における**安全性向上のための取組の展開**を図っている。また、必要に応じて食品の規格基準の設定などの措置を講じている。
- ・ **有害化学物質**については、適切にリスク管理を実施し、安全性を確保しているが、国際的な動向や気候変動による影響等により、海産毒やかび毒、PFASのような**新興の危害要因**についても**適切に対応することが必要**。
- ・ **有害微生物**については、食中毒発生の未然防止・低減のため、生産から消費までの適切な段階で安全性の維持・向上を図っている。
- ・ **生産資材**については、登録等の制度により、科学的知見に基づき安全性を確保するとともに、生産現場での適正使用を推進している。
- ・ **国民への食品安全に係る知識の普及**については、継続的に取り組んでいるものの、若い世代で食品安全に対する意識が低い状況。

○ 食品表示の適正化等

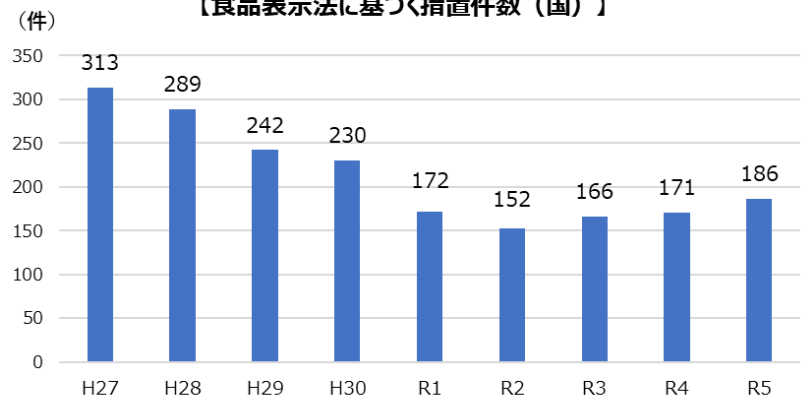
- ・ 食に対する消費者の信頼を確保するためには、食品表示の適正化を講ずることが必要。
- ・ 農林水産省は、**食品表示法などに基づき**、食品に適正な表示がなされて販売されるよう関係府省庁と連携し、**監視業務を実施**。不適正表示が認められた場合には、食品表示法に基づき、事業者に対し、表示の是正や再発防止策の実施等の指示などを実施している（過去の措置実績は右図）。
- ・ **食品表示法に基づく指示・指導の件数は長期的には漸減傾向にあるが、近年では増加傾向**。あさりやふると納税返礼品の産地偽装のほか、加工食品の原材料・原料原産地の不適正表示事案が一定程度発生している。
- ・ 不適正表示の類型としては、不当利得を得ることを目的としたもの、原料供給の不安定さや現場の人手不足等を理由に表示確認がなおざりにされていたもの、表示ルールについて不知であったものに大別される。

【食品の安全性の向上のための指針等※の策定件数（累積）】



※ 生産者や食品関連事業者等向けに、生産・製造等の食品供給工程の適切な段階で汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針、ガイドライン、手引き等
（農林水産省にて集計） ※R6.9.20現在

【食品表示法に基づく措置件数（国）】



資料：農林水産省「食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数」「食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等」を基に作成

5年後（令和12年）のすう勢

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 気候変動により、重金属やかび毒、病原微生物などによる**汚染状況に影響**が及ぼされる見込み。こうした影響予測やその他、国際的な動向等により、**新興の危害要因への対応**が必要となると考えられる。これに対して、我が国はリスクアナリシスの枠組みに沿った未然防止の対応を着実に実施することにより、国民の危害要因へのばく露を一定以下に抑え、健康リスクは低く維持される見込み。

○ 食品表示の適正化等

- ・ 食品表示法に基づく指示・指導の件数は**長期的には漸減傾向**にあるが、**近年では増加傾向**。
（ただし、不適正表示は、社会経済情勢等の影響を受けること、過失による一時的な違反が生じうる。）

克服すべき課題

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 気候変動により、有害化学物質や微生物といった危害要因の濃度分布や発生実態が変動する可能性がある。また、科学的知見の蓄積により、**新たな危害要因への対応も必要**となっている。
- ・ 生産資材について、その安全性をより一層向上させるため、**最新の科学的知見に基づき安全性を確保していく必要がある**。
- ・ 食品安全に係る理解不足によって消費者の健康リスクが高まらないよう、消費者に向けた食品の安全性に関する知識の普及が必要である。

○ 食品表示の適正化等

- ・ 不当利得を目的とするような不適正表示は、食品に対する消費者の信頼を大きく損なうだけでなく、食品の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念がある。このような**不適正表示の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を効率的に把握**する手法が必要である。
- ・ 原料供給の不安定さによる原材料の産地変更や人手不足による表示の確認不足が不適正表示の発生を後押ししている現状において、食品製造・流通・販売業者が的確に表示することを可能にし、表示違反を未然に防止することが必要である。
- ・ 現場においてラベル貼りをする従業員にも表示ルールを分かりやすく伝達して、表示ミスを防止し表示違反を未然に防止することが必要である。

検討の視点

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、科学的知見によるリスク評価に基づき、**リスク管理を引き続き着実に推進**すべきではないか。
- ・ 新興の危害要因に関しては、実態調査を進めるとともに、必要に応じて**指針等の策定**を含めた、リスクを低減する取組の実施が必要ではないか。また、将来の予測も含めて適切なリスク管理のための技術開発を推進すべきではないか。
- ・ 農薬、動物用医薬品、飼料等生産資材のリスク管理・規制について、最新の科学的知見に基づき再評価等を適切に進めていくべきではないか。
- ・ 食品安全に係る消費者のリテラシー向上のため、SNSなどを活用した情報発信及びリスクコミュニケーションの更なる推進が必要ではないか。

○ 食品表示の適正化等

- ・ 市場流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を把握すること等を通じ、**当該品目・事業者への監視を集中的に行う**ことが必要ではないか。
- ・ 食品関連事業者の適正な食品表示に資する表示確認方法の事例の横展開や現場の従業員の意識を高める取組を推進することにより表示違反を未然に防止することが必要ではないか。

④ 食品表示法に基づく指示の実績 1 / 2

(令和5年度・農林水産省)

- 令和5年度に食品表示法に基づき、農林水産省が指示・公表を実施した事案は14件。
- ふるさと納税返礼品に関する事案が4件、スーパーマーケットにおける事案が6件。

令和5年10月6日指示・公表 事業者名：A株式会社（山口県山口市） 違反概要：自らが製造するまぐろ加工品について、原材料に「インドネシア産」等のキハダマグロを使用したにもかかわらず原料原産地名に「国産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和5年6月23日から8月25日までの間に、一般消費者に販売。	令和5年10月13日指示・公表 事業者名：B株式会社（神奈川県横浜市） 違反概要：原料玄米として「秋田県産あきたこまち」を使用していたにもかかわらず、原料玄米欄に産地「新潟県」、品種「みずほの輝き」と、容器包装に「新潟の逸品 みずほの輝き」と事実と異なる表示をして、令和5年3月21日から24日までの間に、小売業者に販売。
令和5年11月7日指示・公表 事業者名：株式会社C（京都府京都市） 違反概要：傘下店舗において製造販売した挽肉（牛肉又は豚肉のもの）及び合挽肉（牛肉と豚肉の合挽のもの）について、原料に国産と外国産を混合したにもかかわらず、原産地又は原料原産地名について「国産」と事実と異なる表示をし、令和3年1月4日から令和4年10月14日までの間及び令和5年1月4日から8月31日までの間に、一般消費者に販売。	令和5年11月14日指示・公表 事業者名：D株式会社（福岡県久留米市） 違反概要：生鮮牛肉について、「佐賀県産」又は「長崎県産」以外の国産和牛を原料に使用していたにもかかわらず、それぞれ「佐賀産和牛」又は「ながさき和牛」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和4年4月1日から12月31日までの間に、ふるさと納税返礼品取扱業者に販売。
令和5年11月14日指示・公表 事業者名：株式会社E（熊本県球磨郡錦町） 違反概要：生鮮鶏肉の原産地について、「ブラジル産」又は「タイ産」の鶏肉を原料に使用していたにもかかわらず、「宮崎県産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和4年10月1日から令和5年4月30日までの間に、ふるさと納税返礼品取扱業者に販売。	令和5年11月27日指示・公表 事業者名：F漁業協同組合連合会 違反概要：養殖まだいの原産地について、「和歌山県産」又は「愛媛県産」であるにもかかわらず、「三重県産」と事実と異なる表示をし、卸売業者、仲卸業者及び小売業者に販売。 ※不適正表示期間は事業者の書類の整備・保存に不備があったことから正確に特定できない。

④ 食品表示法に基づく指示の実績 2 / 2

(令和5年度・農林水産省)

令和5年12月12日指示・公表 事業者名：株式会社G（福岡県福岡市） 違反概要：傘下店舗において販売する生鮮水産物の原産地について、事実と異なる表示をし、令和5年5月3日から7月21日及び令和5年9月6日から9月15日までの間に、一般消費者に販売。また、水産加工品の原産国名、原材料名及び原料原産地名について、事実と異なる表示をし、令和5年7月19日から9月15日までの間に、一般消費者に販売。	令和5年12月19日指示・公表 事業者名：H株式会社（秋田県秋田市） 違反概要：傘下店舗において販売したさんま加工品の原料原産地名について、「台湾産」であるにもかかわらず「国産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和4年9月14日から令和5年10月1日までの間に、一般消費者に販売。
令和5年12月26日指示・公表 事業者名：株式会社I（滋賀県彦根市） 違反概要：傘下店舗において加工したさば加工品について、原料原産地名が「ノルウェー産」であるにもかかわらず、「国内産」と表示し、少なくとも令和5年6月24日から7月28日までの間に、一般消費者に販売。	令和6年2月6日指示・公表 事業者名：株式会社J（大分県由布市） 違反概要：菓子類（わらびもち、スイートポテト、レモンシャーベット）などの50商品について、使用していない原材料を表示するなど不適正な表示をし、一般消費者及びふるさと納税返礼品取扱業者等に販売。
令和6年2月9日指示・公表 事業者名：株式会社K（北海道函館市） 違反概要：自らが製造するいか加工品について、原材料に「ロシア産」又は「中国産」のいかを使用していたにもかかわらず、原料原産地名に「国産」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和4年10月20日から令和5年9月8日までの間に、小売業者及び卸売業者に販売。	令和6年2月16日指示・公表 事業者名：株式会社L（広島県広島市） 違反概要：傘下店舗において、輸入された冷凍食品を解凍し小分けしたそうざい半製品に、原産国名「ベトナム」を表示せず、令和5年6月26日から11月15日までの間に、一般消費者に販売。
令和6年3月26日指示・公表 事業者名：M株式会社（東京都江東区） 違反概要：自らが製造した冷凍食品の原料原産地名について、対象原材料のパン粉に「国内製造」を表示せず、令和5年2月24日から12月13日までの間に、卸売業者に販売。また、表示が不適正であることを認識して以降も不適正な表示の商品を継続して販売。	令和6年3月26日指示・公表 事業者名：N株式会社（福岡県福岡市） 違反概要：傘下店舗において加工したベーコン類の原料原産地名について、対象原材料の豚ばら肉に「輸入」を表示せず、少なくとも令和4年4月1日から令和5年6月26日までの間に、一般消費者に販売。

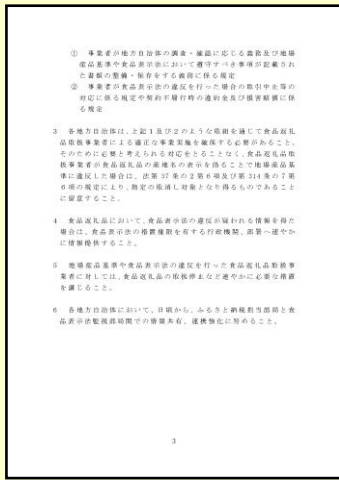
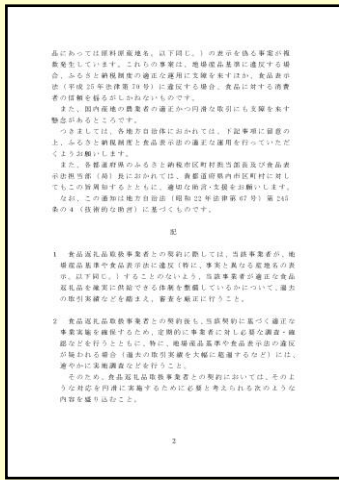
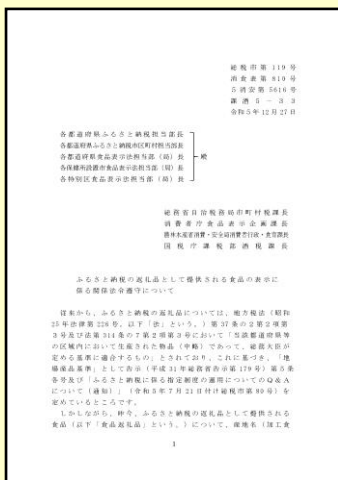
⑤「ふるさと納税返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」 (R5.12.27 4省庁連名通知)

ふるさと納税返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数発生。
このことは、ふるさと納税制度の運用に支障をきたすほか、食品に対する消費者の信頼を揺るがし、国内産地の
農業者の生産活動にも支障をきたすもの。



令和5年12月27日に、ふるさと納税を所管する総務省、食品表示法を所管する消費者庁、国税庁及び農林水産省が地方自治体あてに以下の①～④等を定めた「ふるさと納税返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」通知（課長通知）を发出。

- ① 事業者が適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかあらかじめ審査すること
- ② 契約で食品表示に関する書類の整備・保存を求めるほか、過去実績を超過するなど、違反の疑いがある場合、地方自治体が事業者への調査・確認を実施すること
- ③ 疑義情報を得た場合、食品表示法の措置権限を有する行政機関、部署へ速やかに情報提供すること
- ④ 産地偽装などで地場産品基準に違反した場合は、総務省による指定取消しの対象となり得ること



⑥ 表示ミスをなくす取組 1 / 2

○ 農林水産省HP に実際の業務に役立つ「マニュアル」や「セミナー動画」を掲載。

加工食品の原料原産地 表示制度について



https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/genge_n_hyoji.html

農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 食品表示に関する取組 > 加工食品の原料原産地表示制度について

加工食品の原料原産地表示制度について

平成29年9月に食品表示基準が改正・施行され、国内で作られたすべての加工食品に原料原産地表示が義務付けられました。
農林水産省では、食品事業者の方が、原料原産地表示制度に円滑に対応していただくための活用マニュアルを作成するとともに、このマニュアルを活用していただくようお願いいたします。

事業者向け活用マニュアル

(1) 「新しい原料原産地表示制度-事業者向け活用マニュアル-」

(平成30年1月作成、平成30年11月改訂、令和4年3月修正) **New**

全体版(PDF: 2,150KB)

分割版1/2 (第1章) (PDF: 1,208KB)

分割版2/2 (第2章から第4章) (PDF: 1,537KB)

フローチャート (巻末) (PDF: 275KB)

(2) マニュアル別冊「実践 チェックリストと表示例」

(平成30年11月作成、令和3年2月修正)

全体版(PDF: 1,058KB)

分割版1/2 (第1章) チェックリスト(PDF: 936KB)

分割版2/2 (第2章) 表示例(PDF: 628KB)

新しい原料原産地表示制度 - 事業者向け活用マニュアル -

平成30年1月
(平成30年11月改訂)
(令和4年3月修正)

農林水産省

農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 食品表示に関する取組 > 表示ミスをなくす取組

表示ミスをなくす取組

更新日: 令和5年2月20日

令和4年4月から、国内で製造される全ての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を表示することが義務づけられました(加工食品の原料原産地表示)。

事例に学ぶ!

食品表示ミス防止のチェックポイント ～ 水産物・水産加工品 編 ～

令和5年11月
農林水産省

どうすれば
ヒューマンエラーは
防げるのか?
克服しよう!
ヒューマンエラーと表示ミス

表示ミスをなくす 取組



https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/kansa/kansa_kenshu.html

⑥ 表示ミスをなくす取組 2 / 2

👁️ 見過ごすな不適正表示

見過ごせない結果を招きます

ひとつの食品・ひとつの店舗での食品表示ミスも
食品表示法に基づく措置の対象となります。

過去に農林水産省が食品表示法に基づき指示・公表した事例

不適正表示の内容	不適正表示の原因
さば加工品について原料原産地が「ノルウェー産」であるにもかかわらず「国内産」と表示	● 消費者に正しい表示を届ける意識が低かったこと ● 表示ルールの知識が十分になかったこと ● 表示内容をきちんと確認できる体制がなかったこと

*不適正表示が確認された場合、国又は都道府県等による立入検査のほか改善状況の報告等が必要となります。
*消費者の健康に直結する情報(アレルギー、期限表示等)も食品表示法で規定されています。

不適正表示をすると・・・

- ⚠️ 農林水産省ホームページにてプレスリリース
- ⚠️ 新聞報道などによる社名公表
- ⚠️ 止まない批判
- ⚠️ 顧客離れ、業績低下・・・



農林水産省



本当に大丈夫？

その表示、ちょっと待った！

今日からはじめる **照合3箇条**

- 1 店舗配信前に 表示ラベルと仕様書・現物表示を 複数者で照合
- 2 商品に貼る前に 表示ラベルと原料の表示内容を 照合
- 3 売場に陳列する前に 商品とPOPの表示内容を 照合

1 本社



2 3 店舗



食品表示ミスが起こる主な原因

- 作成した表示ラベルを店舗に配信する前に確認する仕組みがない
- 仕入れた原料の表示内容と表示ラベル内容の照合を怠った

詳しくは農林水産省ホームページへ

表示ミスなくす 🔍 検索

https://www.maff.go.jp/j/isyuan/hyoki/kansu/kansu_kenshu.html



販売者（表示実施者）で
表示をチェックしている



食品表示ミス防止の
チェックポイント

製造者であり
表示を作成している



失敗しない！
加工食品の原材料表示

表示ミスをなくしたい



克服しよう！
ヒューマンエラーと表示ミス

農林水産省